令和4年度第2回渋川市総合教育会議(R4.11.17) ヤングケアラーに関する渋川市の取組状況

令和3年度

7月29日(木) 政策戦略会議

場所 本庁舎庁議室

出席 市長、教育長、市長戦略部長、福祉部長、教育部長 地域包括ケア課長、こども課長、教育総務課長、学校教育課長

議題 ヤングケアラーの現状把握及び支援策について (第1回)

結果 今後の取組課題として、認識を広めるための周知の必要性を確認するとともに、早期発見のための具体的なアクションを検討していくこととした。

2月15日(火) 政策戦略会議

場所 本庁舎庁議室

出席 市長、教育長、市長戦略部長、福祉部長、教育部長 地域包括ケア課長、こども課長、教育総務課長、学校教育課長 こども課子育て支援係長

議題 ヤングケアラーの現状把握及び支援策について (第2回)

結果 ヤングケアラーの数を把握する調査が他自治体で始まりつつある中、本市では、人数を把握するだけでなく、困っている子どもに関わりを持ち、救っていくことが目標であることを確認した。また、ヤングケアラーの窓口をこども課とし、庁内が連携してサポート体制を構築していくこととした。

2月16日(水) ヤングケアラー研修会(第1回)

場所 金島ふれあいセンター

出席 子ども・子育て会議委員、教育委員会委員、主任児童委員 市長、教育長、市長戦略部職員、福祉部職員、教育委員会職員、小 中学校教職員

講演 中部教育事務所スクールソーシャルワーカー 藤澤都茂子先生 「ヤングケアラーの理解と支援」

- ・手伝いとヤングケアラーの境界線
- ヤングケアラーが受ける影響
- ・効果的な支援、その姿勢や方向性

令和4年度

5月27日(金) 政策戦略会議

場所 本庁舎庁議室

出席 市長、教育長、市長戦略部長、福祉部長、教育部長 地域包括ケア課長、こども課長、教育総務課長、学校教育課長 こども課子育て支援係長

議題 ヤングケアラーの現状把握及び支援策について (第3回)

結果 ヤングケアラーの調査は、生徒の困りごとを聞き取る内容を中学校 の生活アンケートに加えて実施することとした。子どもの悩みに寄 り添った結果、ヤングケアラーだったという姿勢で取り組む。

5月から6月 ヤングケアラーの認知度調査

目的と方法 ヤングケアラーの認知度とその情報源を把握し、今後の周知 方法の検討につなげるため、「市民意識調査」及び「中学生 ・高校生意識調査」にヤングケアラーの項目を追加した。

調査対象及び調査票配布数・回収数

- ・市内に居住する18歳以上の市民 無作為4,000通(回収1,498通)
- ・市内の中学校に通う2年生 660通 (回収545通)
- ・市内の高等学校に通う2年生 840通 (回収686通)

設問項目

- ヤングケアラーという言葉を聞いたことがあるか。
- ヤングケアラーという言葉をどこで知ったか。

調査結果

ヤングケアラーという言葉を聞いたことがあるか。

回答	一般	高校2年生	中学2年生
聞いたことがあり、内容も	51.3(%)	41.5(%)	27.9(%)
知っている。			
聞いたことはあるが、内容	24. 5	20.3	22.2
はよく知らない。			
聞いたことはない。	21. 9	37.6	49.4
無回答	2.3	0.6	0.6

※市民意識調査及び中学生・高校生意識調査より抜粋(市政策創造課集計)

ヤングケアラーという言葉をどこで知ったか。

回 答	一般	高校2年生	中学2年生
テレビ、新聞、ラジオ	89.1(%)	61.1(%)	44.7(%)
勤め先、学校	4. 2	52.8	43.2
SNS、インターネット	24. 7	33.5	21.2
友人や知人から聞いた	4. 0	5.0	28.9
雑誌、本	12.6	9.0	14. 3
広報、チラシ、掲示物	8. 1	6.4	5. 5
イベント、交流会	0.7	0.5	2.6
その他	2.6	2.6	4.4

※市民意識調査及び中学生・高校生意識調査より抜粋(市政策創造課集計)

7月1日 広報しぶかわでの周知 (別紙参照)

掲載内容 令和2年度厚生労働省の調査結果、周りの大人ができること、 主な相談窓口、ヤングケアラーはこんな子どもたちです

7月から開始 中学校での生活アンケートによる現状把握

対象 市内中学生

方法 毎月の生活アンケートに困り感をつかみ取れる項目を追加した。

内容 「自分の時間が持てなくて困っていますか。」の設問を追加し、ど んなことに時間を費やされているか確認する。必要に応じて面談を 実施し、その結果をこども課に集約し、必要な支援を検討するとと もに、関係機関による連携体制を構築していく。

12月 ヤングケアラー研修会(第2回)

目的 ヤングケアラーに気づき、寄り添える地域をつくる。

対象 福祉サービス事業者など(在宅支援等で家庭に係わる関係者)

内容 第1回の藤澤先生を再度講師に招いた講演とする。

その他

子ども自身にヤングケアラーの考え方を知ってもらえるよう、中学生を対象にパンフレットを配布する。

子どもが子どもでいられるまちを目指して

「ヤングケアラー」を知っていますか?

ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを、 日常的に行っている子どもとされています。 年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や 負担を負うことで、学業などに支障が生じた り、子どもらしい生活が送れないことが問題 となっています。ヤングケアラーを支える社会を目指しましょう。

詳しくは、本こども課(回22415)へ。

■ヤングケアラーの調査結果

令和2年度の厚生労働省の調査では、中学2年生の約17人に1人(5.7%)、全日制高校2年生の約24人に1人(4.1%)が「世話をしている家族がいる」と回答しています。

■周りの大人ができること

ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題 に関わることや、本人や家族に支援が必要という 自覚がないなどの理由から、問題が表面化しにく いという現状があります。

周りの大人が問題に気付き、子どもの思いを聴き、必要な支援につながることができるよう、社会全体で「ヤングケアラー」について正しく理解し、認識を高めることが重要です。

■主な相談窓口

下表のとおり。いずれも子どもの福祉や人権に ついて対応しています。

主な相談窓口

連絡先	電話番号 (受付日時)
こども課家庭児童 相談室(渋川市)	回②3443 (月~金曜日、祝日·年末 年始除く:午前9時~午後5時)
こともホットライン24(群馬県)	回0120-783-884 ※携帯電話からは回027-263-1100 (年中無休:24時間受付)
24時間子供SOSダイヤル(文部科学省)	回0120-0-78310(年中無休:24時間 受付)
子どもの人権110番 (法務省)	回0120-007-110 (月~金曜日、祝日·年末年始除く:午前8時30分~午後5時15分)

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族 に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家 事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りを している



目を離せない家族の見守 りや声かけなどの気づか いをしている



日本語が第一言語でない 家族や障がいのある家族 のために通訳をしている



家計を支えるために労働 をして、障がいや病気の ある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族 に対応している



がん・難病・精神疾患な ど慢性的な病気の家族の 看病をしている



障がいや病気のある家族 の身の回りの世話をして



障がいや病気のある家族 の入浴やトイレの介助を している

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration ; izumi Shiga